

平成21年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の公表

金ヶ崎町財政課

平成22年9月

1. 健全化判断比率及び資金不足比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、地方公共団体は財政の健全性を判断するための指標である健全化判断比率と、地方公営企業ごとの経営状況を明らかにする指標である資金不足比率を公表することが義務付けられています。

平成21年度決算に基づき比率を算定しましたので公表いたします。

2. 平成21年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率

実質公債費比率については、起債の借換等による元利償還金の平準化等により早期健全化基準の25.0%や地方債の許可団体となる18.0%を下回りました。

今後は平成19年度から実施した起債の借換による元利償還が発生するため、再び18%水準で推移することが予想されますので今後の財政運営に注意が必要です。

将来負担比率については、地方債の借入額が返済額を下回るように財政運営を行っていることから、前年度から改善されましたが、県平均を大きく上回っていますので、今後も起債残高の圧縮に向けた財政運営が求められます。

実質赤字比率、連結実質赤字比率については、すべての会計で黒字となっていますので、今後も黒字となるような財政運営を行います。

【健全化判断比率】

	金ヶ崎町	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	14.84%	20.0%
連結実質赤字比率	—	19.84%	40.0%
実質公債費比率	16.5%	25.0%	35.0%
将来負担比率	228.8%	350.0%	

※実質赤字比率、連結実質赤字比率は黒字のため「—」と表記しています。

【資金不足比率】

	金ヶ崎町	経営健全化基準
金ヶ崎町水道事業会計	—	20.0%
金ヶ崎町下水道事業特別会計	—	
金ヶ崎町農業集落排水事業特別会計	—	
金ヶ崎町浄化槽事業特別会計	—	

※資金不足となった会計はないため「—」と表記しています。

3. 比率の推移

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
実質赤字比率	—	—	—
連結実質赤字比率	—	—	—
実質公債費比率	20.0%	18.4%	16.5%
将来負担比率	315.8%	262.5%	228.8%

4. 用語解説

●実質赤字比率

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの

●連結実質赤字比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの

●実質公債費比率

借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの

●将来負担比率

地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの

●資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの